平成２７年（フ）第６６０９号
東京都八王子市四谷町1917―45―203
債務者　千葉　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６１０号
東京都東村山市本町４丁目12―82
債務者　田中　視一
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４２号
東京都小平市学園東町１丁目４番７―311号
債務者　法里　正俊
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９０３号
神奈川県鎌倉市寺分３丁目14番13号
債務者　工藤　有恵
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１７４号
横浜市保土ケ谷区星川２丁目14番16号　鈴木ハイツ102号
債務者　松館　　等
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５００号
東京都八王子市元八王子町１丁目498番地サクスィードシノザキ203号
債務者　久木原啓隆
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７６号
岡山市北区十日市西町８番57号青江荘１Ｆ―２、旧住所岡山市北区青江４丁目４番８号ニュー青江マンション（301）
債務者　山田美紀生
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６号
山形県酒田市大宮町３丁目６番９号
破産者　遠藤喜美子
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２８６号
埼玉県加須市川口１丁目14番地17
破産者　宮崎　健一
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６７号
長野県松本市大字島立182番地３
破産者　福原　　淳
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２２７号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台６番地14
破産者　楠木三十志
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
北海道小樽市天神１丁目22番10号、前住所北海道余市郡余市町黒川町13丁目11番地17
破産者　照井　一富
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２４号
秋田県横手市横手町字上真山46番地５
破産者　柴田　和志
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第７８号
群馬県渋川市金井3005番地４
破産者　福島美津枝
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６１１号
横浜市金沢区寺前１丁目１番７号　ハイツすみ202
破産者　井上　金作
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４４号
神奈川県高座郡寒川町中瀬32番34号　グランリーズ101号室
破産者　河合　常夫
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５９号
横浜市港南区大久保２丁目15番12号
破産者　高橋　幸雄
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５号
金沢市大浦町ル47番地４
破産者　南　　馨
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所